

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和 7 年 3 月 31 日・東京都条例第 80 号

第 1 概要

1 改正理由

陳述若しくは意見を求められた参考人又は鑑定を依頼された鑑定人の費用の支給に係る規定を改める必要がある。

2 改正内容

一 旅費種目の改正（第 5 条第 1 項第 1 号）

（現 行）鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料

（改正案）鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当又は鑑定料

二 旅費等の額及び支給方法を新たに規定（同条第 2 項から第 4 項まで）

※ 従前は、「審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 67 号）」において規定

第 2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

第 3 問合せ先

環境局総務部総務課

直通 03-5388-3437